

・特定事業所加算Ⅱが算定されます。

・初回訪問介護実施月内にサービス提供責任者自身が訪問介護または同行した場合および過去2月訪問介護を利用していなかった場合、要支援⇔要介護の間で区分変更の場合、初回加算が算定されます。

(2) (1)のほかに利用者は、サービスの実施に必要な利用者宅の水道、ガス、電気、電話の費用を負担します。

また、利用者宅が事業者の通常の事業実施区域外である場合、事業者から請求あったときは、交通費の実費をお支払いいただきます。(1キロにつき20円)

(3) 事業者は、当月の利用者負担金の請求書に明細を付して、翌月7日までに利用者に請求し、利用者は、翌月27日までに次のいずれかの方法により支払います。

自動口座引き落とし
現金払い

(4) 事業者は、利用者から利用者負担金の支払いを受けたときは、領収書を発行します。

6 キャンセル規定

(1) 利用者がサービスの利用を中止する際には、速やかに次の連絡先までご連絡ください。

連絡先 (電話) ケアステーションねむの木 451-4313

(2) 利用者の都合によりサービスをキャンセルする場合は、次のキャンセル料を支払うものとします。ただし、利用者の病状の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は不要です。

利用日の活動時間までに連絡があった場合	無 料
利用日の活動時間までに連絡がなかった場合	介護保険利用料相当額 (該当活動分)

(3) キャンセル料は、利用者負担金の支払いにあわせてお支払いいただきます。

7 天災などの不可抗力

契約の有効期間中、地震、積雪などの天災、その他事業所の責に帰すべからず事由によりサービスを中止させていただくことがあります。

8 損害賠償

事業者は、その従業員がサービスを提供するにあたって、ご利用者及びその家族の生命・身体・財産などに損害を与えた場合には、その損害を賠償します。

ただし、事業者に故意過失がなかったことを証明した場合は、この限りではありません。

なお、この損害賠償義務の履行を確保するために、事業者は、介護事業者賠償責任保障に加入しています。

9 緊急時の対応方法

サービス提供中に利用者の容体の変化などがあった場合は、事前の打ち合わせに従って、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者などへ連絡いたします。

10 相談・苦情対応